

総 基 重 第 2 号
令和元年6月6日

中央非常通信協議会構成員 各位

中央非常通信協議会会長
(総務省総合通信基盤局長)

集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保について（依頼）

中央非常通信協議会の活動に対しては、日頃より、格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。ご承知のとおり、当協議会では、災害発生時など非常の場合に必要な通信の円滑な確保が図られるよう、平時から構成員各位のご協力を得つつ、全国非常通信訓練、非常通信体制の総点検等の各種取組を推進しているところです。

これまで、大雨により電波の受信レベルが低下することによる不通、落雷による動作不良（無停電電源装置（UPS）が起動しなかった等）、土砂災害による商用電源の途絶が報告されておりますが、昨年度は、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨を観測した平成30年7月豪雨や相次ぐ台風によって各地で河川の氾濫や土砂災害が数多く発生し、防災行政無線をはじめとした情報通信施設・設備等の被害も多数報告されました。

つきましては、今年度の梅雨期や台風期に想定される情報通信施設・設備等への影響に備えて、改めて昨年度の情報通信施設・設備等に対する被害状況を振り返っていただき、自然災害発生時においても円滑な通信体制を確保できるよう必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本対策に当たっては、下記の例を参考に、地方支分部局、他の防災関係機関との連携を図りつつ実施していただきますようお願いいたします。

記

1 情報通信施設・設備等の管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 情報通信施設・設備等の運用を確保するために必要な設備系統図等の整理状況の確認
- (3) 非常用電源設備の稼働訓練及び非常通信ルート（通常利用している通信網が利用できない場合の通信ルート）や衛星携帯電話等を使用した定期的な非常通信訓練の実施
- (4) 災害対策用移動通信機器（簡易無線、MCA及び衛星携帯電話）に係る貸出要請連絡先の確認
- (5) 非常通信対応マニュアル（これに類するものを含む）の策定又は内容確認

2 情報通信施設・設備等の停電・浸水対策

次のとおり情報通信施設・設備等や非常用電源設備の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 自家発電装置等の非常用電源設備の設置
- (2) 情報通信施設・設備等及び非常用電源設備の適切な配置の確認・点検
注：平成30年度に相次いで発生した災害により影響を受けた設備や、平成30年度非常通信体制総点検において不具合が認められた設備については、できる限り早い時期にその状態の確認・点検に努めてください。
- (3) 非常用電源設備の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- (4) 非常用電源設備の燃料の保存状態及び保存量の確認
注：一般に発災後72時間を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれていること、停電の長期化（1週間程度）にもご留意下さい。また、停電時、市町村庁舎にある防災行政無線にかかるバッテリーが老朽化により短時間しか動作しなかった事例が報告されていることから、保持時間や定期交換状況も合わせてご確認ください。
- (5) 非常用電源設備の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置の確認
注：停電時、市町村庁舎にある県防災行政無線の端末局に係る非常用電源設備が始動しなかった事例が報告されていることから、管理・運用体制、始動手順又は自動始動化に係る設定状況とともにご確認ください。
- (6) 非常用電源設備の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設・設備等の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（平成29年3月）の「無線設備の停電・耐震対策のための指針」及び「無線設備の停電・耐震対策についての考え方」を参考にしてください。

「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」の最新版は、非常通信協議会ホームページからダウンロードすることが可能です。

(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/>)

3 非常通信計画の確認

非常通信訓練を通じて、災害時における地方支分部局及び他の防災関係機関との連絡体制（非常通信ルート等）の確認を行うこと。